

公益社団法人静岡県国際経済振興会 セミナー

今、押さえるべき！  
海外物品売買取引の法制度と対策

OMM法律事務所  
弁護士・ニューヨーク州弁護士 米盛泰輔

2021年3月12日

OMM Law Office

## ～はじめに～

### 国内の売買と何が違う？

- ✓ 時間と距離の隔たり  
輸送中の損傷や相場急変のリスクヘッジ策(危険移転、保険等)が必要
- ✓ 異国の相手方との取引  
話合いや訴訟での紛争解決は困難なため、事前のリスクヘッジ策(品質保証条項、代金支払方法等)が重要

### 本日の目的

- 国際売買にかかわる基本的法知識の習得
- 事例や契約条項例に基づく理解の深化
- 実務上のポイントの把握

⇒ 皆様のリスクヘッジ力の向上の一助となれば幸いです！

## ～自己紹介～

OMM法律事務所

弁護士・ニューヨーク州弁護士 米盛泰輔



### 経歴

- ・ 1996年慶応義塾大学法学部法律学科、2006年ハーバード・ロースクール卒業
- ・ 1999年東京弁護士会、2010年ニューヨーク州弁護士登録
- ・ 柳田国際法律事務所パートナー、(株)ベルシステム24ホールディングス理事・法務コンプライアンス部長、アルパイン(株)社外監査役等を歴任

### 取扱分野

- ・ 国際取引・海外進出
- ・ 会社法(M&A・事業承継を含む)
- ・ コンプライアンス(社内規程作成、内部通報窓口、不祥事対応等)
- ・ その他企業法務全般(契約書、債権回収、労務、知的財産、訴訟等)

# 目次

---

## 第1 国際物品売買契約の成立と主要条件

- 1 国際物品売買契約とは
- 2 国際物品売買契約に適用されるルール  
(準拠法)
- 3 契約の成立と契約書
  - (1) 書面の要否
  - (2) 英文売買契約書の構成
- 4 貿易条件
- 5 代金支払方法

## 第2 国際物品売買契約の履行

- 1 売主の品質保証責任
  - (1) 各国の法制度
  - (2) 保証条項の書き方

## 2 契約不履行に対する救済

- 3 不可抗力

## 第3 紛争解決

- 1 訴訟と仲裁の選択
- 2 国際裁判管轄
- 3 仲裁
- 4 判決・仲裁判断の執行

# 第1 国際物品売買契約の成立と主要条件

# 1 国際物品売買契約とは

## 複数の国をまたがる契約当事者間で行う物品の売買契約

### 取引の要素

- ① 売主・買主間の売買契約  
⇒「3 契約の成立と契約書」
- ② 物品の運送  
⇒「4 貿易条件」
- ③ 貨物保険  
⇒「4 貿易条件」
- ④ 代金の支払  
⇒「5 代金支払方法」

### 国際売買契約の流れ

- ① 売主の販売活動
- ② 買主からの取引条件の照会
- ③ 売主の見積り
- ④ 契約交渉
- ⑤ 合意成立
- ⑥ 契約書締結
- ⑦ 契約の履行  
輸出入の当局承認、船舶・保険手配、  
信用状手配、通関手続、船積み、  
代金の支払い、物品の受領

# 1 国際物品売買契約とは

国際物品売買は、海外進出の第一段階であり、国際取引の基本を学ぶには最適

海外進出の発展段階



形態	現地拠点なし			現地拠点あり	
	単純な輸出＝ 国際物品売買	販売店・代理店	現地企業への 製造・販売ライ センスの付与	支店設置	子会社設立
内容	外国企業と直接取引 <ul style="list-style-type: none"> <li>法的リスクは相対的に低い</li> <li>自ら顧客開拓する必要があるため、販売拡大が困難</li> <li>販売先である外国企業の与信やクロスボーダーでの債権回収など自ら実施しなければならない</li> </ul>	現地国の第三者に代わり販売してもらう <ul style="list-style-type: none"> <li>比較的低コストで容易に継続的・組織的な拡販が可能</li> <li>販売店方式の場合、販売店の与信管理のみで足りる</li> <li>販売者の管理・統制を契約上でしか行えないリスク</li> <li>販売店・代理店を保護する現地国の法律により一定の制限を受ける</li> </ul>	現地企業に製造や販売を担ってもらう <ul style="list-style-type: none"> <li>現地国の安価な労働力を利用し、低コストでの製造・販売を実現できる</li> <li>自社のノウハウ等が不正に利用されるリスク</li> </ul>	自社の支店を新設し、本社指揮下で販売を行う <ul style="list-style-type: none"> <li>管理・統制が可能だが訴訟リスクあり</li> <li>現地国の規制により、自社が課税されたり、事業内容の制限を受ける可能性</li> <li>販売網を自社で探索・構築する必要</li> </ul>	現地国で新会社設立や企業買収等により子会社化した会社が販売を実施する <ul style="list-style-type: none"> <li>訴訟リスクを遮断でき、現地パートナーとの合弁も可能</li> <li>撤退難しいことも</li> <li>現地国の会社設立の容易性や事業採算性、コスト等を考慮</li> </ul>

## 2 国際物品売買契約に適用されるルール(準拠法)

### 準拠法とは？

- 契約に関連して生じる様々な問題の解決に適用される法  
契約書の成立や内容の判断基準となる。

### 準拠法の決定方法

- 原則、契約書で定める準拠法が適用される  
契約の準拠法については、当事者による法選択が尊重されるためことが多いため。  
※契約以外の問題(不法行為等)や、各国の強行法規(独禁法、外為法等)に関する事項は、国際私法の定める準拠法が適用される

#### 契約締結段階で準拠法を合意しておくこと

- ✓ 契約書の定めが契約法(任意法規)に優先するが、あらゆる問題を想定した契約書の作成は困難
- ✓ 当事者間の合意がない場合、適用される準拠法が不明確になるリスクが大きい



## 2 国際物品売買契約に適用されるルール(準拠法)

### 主要な準拠法とその特徴

- 英国法: 準拠法として選択されることが多く、英国法に基づく海運、保険、商品売買取引等の標準書式も広く使用されている。
- 米国統一商事法典 (Uniform Commercial Code、略称UCC): 州ごとに異なる契約法の統一を目指し作成されたモデル法で、それに基づいた制定された全米各州の契約法を通じ、実際の契約に適用。
- ウィーン売買条約 (Convention on Contracts for the International Sale of Goods、略称CISG): 国際取引ルール統一のため策定された条約 (日米中等92か国が加盟、英印等は未加盟)。加盟国間の売買、及び訴訟が提起された国の国際私法により加盟国法が適用される場合に直接適用。ただし、合意によって適用排除可。

法体系	コモンロー: 基本的な法の内容は制定法ではなく、先例として価値のある過去の裁判例から導かれる		大陸法: 基本的な法の内容は条文化された法典が定める	
	英国法	米国法 (UCC)	ウィーン売買条約	日本法
約因 (対価)	契約が捺印証書によらないかぎり必要		不要	
過失責任	過失責任主義を採用していない			過失責任
損害賠償の範囲	契約違反から通常生じる事象に基づく損害および予見し得た特別な事象に基づく損害		契約違反の結果として生じ得ると予見できた全ての損害 (通常・特別の区別なし)	通常生じる損害及び予見できた特別の事情から生じた損害

## 2 国際物品売買契約に適用されるルール(準拠法)

### 準拠法の選択方法

- ・ 明確な正解があるわけではないが、以下の考慮要素が参考になる
- ・ 自国法で合意できない場合に備え、各国法の要点は押さえておく必要

考慮要素	影響
自国法/相手国法/ 第三国法	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 自らの理解のしやすさ</li><li>・ 弁護士選任の容易さ(アクセス、コミュニケーション、費用等)</li></ul>
売主/買主	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 米国法(UCC)は、物品の契約不適合がいかに些細であっても買主に解除権を認める等、全体的に買主有利</li></ul>
結論の予見可能性	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 英国法、米国法は国際物品売買契約の紛争に係る判例の集積があり、予見可能性あり</li><li>・ ウィーン条約は、加盟国ごとに判例があるが、統一する手段がない</li><li>・ 日本法は、債権法が大きく改正されたため、判例の集積が待たれる</li></ul>

## 2 国際物品売買契約に適用されるルール(準拠法)

### 準拠法条項の一例

#### Article X. Governing Law

This Agreement as well as all claims arising out of or in connection with this Agreement or the transactions contemplated by this Agreement (including all tort and other non-contract claims) shall be governed by and construed in accordance with the substantive laws of Japan, without regard to any conflict of law principles, as if both Parties were Japanese entities and this Agreement was to be performed entirely in Japan. The parties agree that the United Nations Convention on Contracts for the International Sale of Goods shall not apply to this Agreement.

日本法に準拠

ウィーン売買条約を排除

### 3 契約の成立と契約書 (1) 書面の要否

#### 【書面性の要件】

国ごとに契約成立のために書面を要するかは異なるが、**国際取引では契約書締結が重要！**

#### 契約書作成の目的

- ✓ 契約の成立及び内容に関する紛争が発生した場合、決定的証拠となる。
- ✓ 契約書に反する言い逃れができなくなり、紛争の発生が抑止される。
- ✓ 口頭では難しい詳細な条件の規定が可能となる。

#### 書面性に係る各国の規制

	コモンロー		大陸法	
	英国法	米国法(UCC)	ウィーン条約	日本法
契約書その他の書面の要否	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 原則 不要</li> <li>◆ 例外 土地取引の契約、保証契約等は必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 取引額500ドル以上の売買契約を強制執行するためには、相手方の署名ある書面が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 不要(一部の加盟国を除く)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 原則 不要</li> <li>◆ 例外 法律(保証契約、定期借地・借家契約等)慣習、裁判例(不動産売買)上、必要な場合あり</li> </ul>

## 3 契約の成立と契約書 (2) 英文売買契約書の構成

### 契約書の本数

- 単発的売買は①契約書一本
- 継続的売買は②基本契約書  
+③個別契約書

### ①又は②の構成

- I. 契約書名・前文
- II. 定義(Definition)
- III. 実質条項
- IV. 一般条項(Miscellaneous)
- V. 後文
- VI. 契約当事者の署名

### 契約書作成・交渉時の留意点

- ✓ 合意が契約法に優先  
⇒取引のプロセスと起こり得るトラブルの  
処理方法を明確に定める!
- ✓ (交渉力次第だが)有利な条項を積極的に  
主張する
- ✓ 相手方起案時は、不利な条項が多いため要  
注意
- ✓ 譲れない条項と譲れる条項を選別し、譲歩  
案を検討する

### 3 契約の成立と契約書 (2) 英文売買契約書の構成

#### I. 契約書名・前文

- ① 契約書名
- ② 契約当事者の名称・所在地、契約締結日
- ③ 契約が締結される目的・理由・経緯 (Whereas条項)

#### SALES AGREEMENT

This Agreement made and entered into this [日] day of [月], [年] by and between [売主] (“Seller”), a company incorporated and existing under the laws of [設立国], having its principal place of business at [住所] and [買主] (“Purchaser”), a company incorporated and existing under the laws of [設立国], having its principal place of business at [住所],

WITNESSETH:

WHEREAS, Seller engages in business of development, manufacture and sales of the [製品] (“Product”); and

WHEREAS, Purchaser desires to purchase from Seller and Seller desires to sell to Purchaser the Products.

NOW, THEREFORE, in consideration of mutual agreements contained herein, Seller and Purchaser hereby agree as follows;

- 👉①契約書名
- 👉②契約当事者の名称、所在地、契約締結日
- 👉③契約締結の経緯・目的

### 3 契約の成立と契約書 (2) 英文売買契約書の構成

#### II. 定義

- ・ 繰り返し使用される言葉を定義し、その後の表記の簡潔性を高める
- ・ 国際取引では、当事者間で用語の意味に共通認識があるとは限らないため、詳細に定める傾向

#### Article 1. Definition

In this Agreement, the following terms shall have the following meanings:

(a) “Products” shall mean [ 製品の詳細 ].

・  
・  
・

👉ABC順に  
記載していく

# 3 契約の成立と契約書 (2) 英文売買契約書の構成

## III. 実質条項

個別の取引に応じて内容は異なり得る。盛り込まれる主要な条項は以下の通り。

### •販売・購入条項

売主が商品売り、買主がこれを買う旨

### •目的物・仕様・梱包

### •数量条項

購入する商品の数量・単位

### •価格

貿易条件により、保険料・輸送費が売主負担なら反映  
⇒第1の4「貿易条件」

### •品質保証

保証の範囲・期間⇒第2の1(2)「保証条項の書き方」

### •検査・通知

検査の時期・方法と問題が見つかった場合の対処方法⇒同上

### •保証責任

品質保証違反に対する対処方法⇒同上

### •支払方法

信用状による決済等⇒第1の5「代金支払方法」

### •引渡しと危険負担の移転

時期・方法・場所⇒第1の4「貿易条件」

•船積書類⇒第1の5「代金支払方法」

### •保険

付保義務者・保険価額⇒第1の4「貿易条件」

### •所有権の移転時期

代金完済まで移転しない等

### •製造物責任

欠陥によって消費者から買主が請求された費用の補償

### •知的財産権侵害

売主による補償・仕様変更等



# 3 契約の成立と契約書 (2) 英文売買契約書の構成

## IV. 一般条項

定型的な内容が多い。盛り込まれる主要な条項は以下の通り。

### • 契約不履行

契約不履行をした当事者へのペナルティ(期限の利益喪失・解除・損害賠償)⇒第2の2「契約不履行に対する救済」

### • 不可抗力

天変地異等による契約不履行からの免責⇒第2の3「不可抗力」

### • 通知

相手方への通知の方法・宛先

### • 損害賠償責任の限定

賠償する損害の範囲・上限額⇒第2の2「契約不履行に対する救済」

### • 契約期間

### • 秘密保持

### • 存続条項

契約終了後も存続する条項を特定

### • 分離可能性

契約の一部が無効でも残りの部分は有効

### • 完全合意

契約締結前の約束等を排除

### • 修正・変更及び放棄

契約の修正・変更や権利放棄には署名ある書面が必要

### • 契約上の地位や権利・義務の譲渡禁止

• 準拠法⇒第1の2「国際物品売買契約に適用されるルール(準拠法)」

### • 紛争解決

裁判管轄又は仲裁⇒第3「紛争解決」

### 3 契約の成立と契約書 (2) 英文売買契約書の構成

#### V. 後文

- ・ 契約書の作成通数や、各当事者の代表者が署名したことを示す。

**IN WITNESS WHEREOF**, the Seller and Purchaser have caused this Agreement to be executed in duplicate by their duly authorized representatives, each party retaining one copy thereof respectively.

#### VI. 契約当事者の署名

- ・ 相手方当事者の署名権限を確認すること。

##### SELLER

By \_\_\_\_\_

Signer:

Title:

Date: \_\_\_\_\_

##### PURCHASER

By \_\_\_\_\_

Signer:

Title:

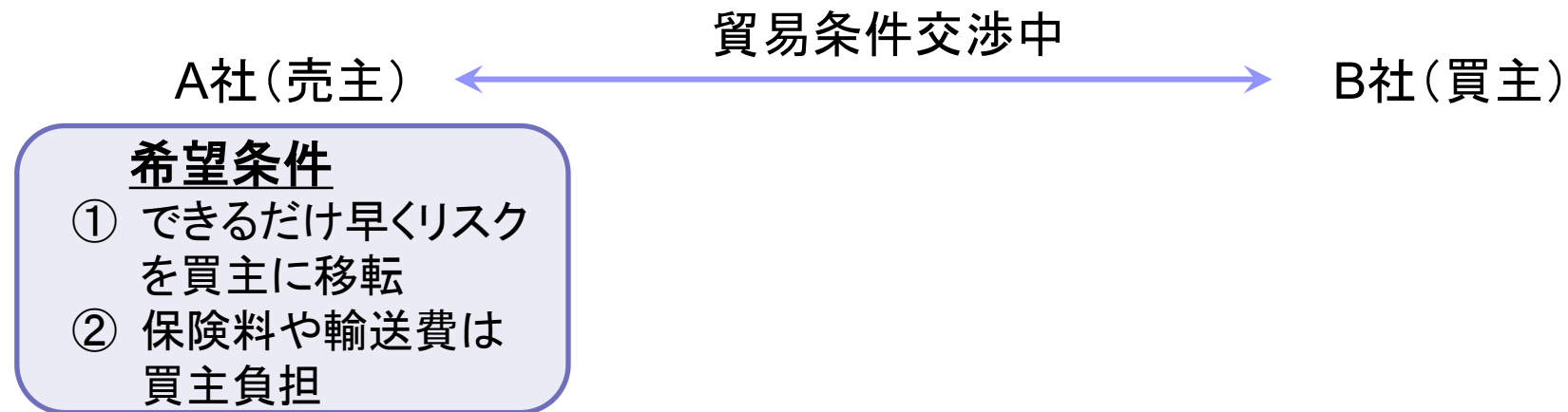
Date: \_\_\_\_\_

## 4 貿易条件

### CASE 1

#### (貿易条件の決定)

日本のA社は、某国のB社に製品を販売するための貿易条件を交渉中である。A社は、①輸送中の損傷等のリスクをできるだけ早くB社に移転し、②保険料や輸送費はB社負担とする条件が一番有利なのではないかと考えている。A社は、B社と貿易条件を合意し、それを契約書に規定する際、どのような点を考慮すべきか。



## 4 貿易条件

### 国際物品売買契約では貿易条件の合意が不可欠

国際物品売買においては、輸送経路が長く、海上運送によることが多いため、国内売買より輸送中の物品損傷の危険が高い。そこで、以下の貿易条件を合意する必要がある。

- リスク移転時期の取決め(引渡し時点)  
「リスク」= 売買目的物が当事者の責めに帰すことができない事由により滅失・毀損したときの損害の負担
- 通関を含む輸出入手続の責任の負担
- 運送契約締結の責任の負担
- 保険加入手続の責任の負担

### 契約書上の定め方

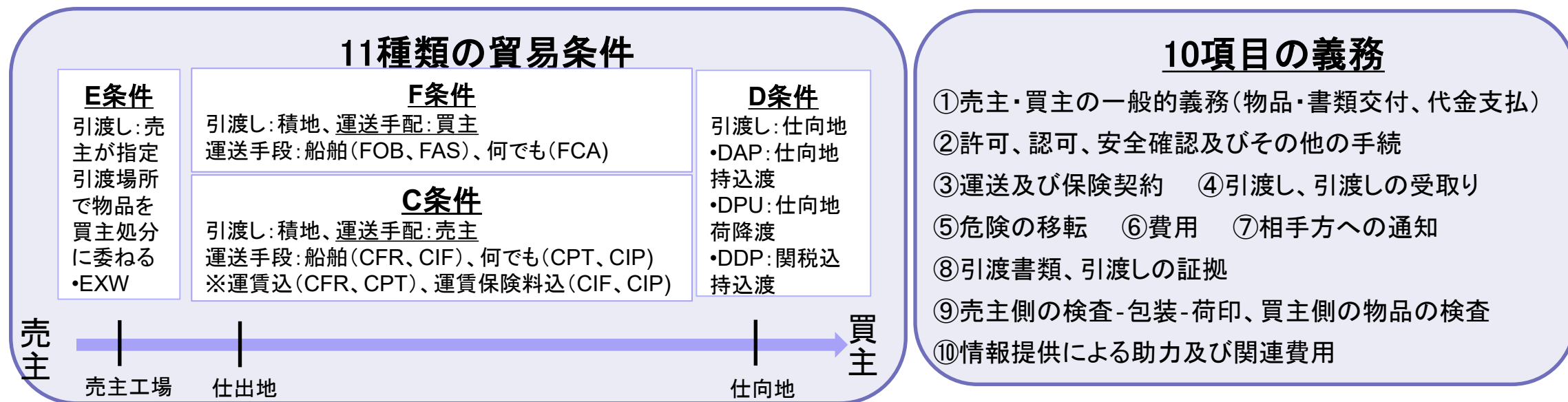
- ✓ 貿易条件について、個別に契約書で定める  
※貿易条件の規定漏れや解釈をめぐる紛争が生じ得る上、交渉に時間を要するため、実務上は勧められない
- ✓ インコタームズ®2020が規定する貿易条件に従う旨契約書に定める  
※インコタームズ®2020の知識が必要
- ✓ インコタームズ®2020の貿易条件を選択したうえで、必要な変更を特約(特約が優先)

## 4 貿易条件

### 【Incoterms®2020】

国際貿易に携わる商人間の慣習から生まれた貿易条件の解釈を統一化するため国際商工会議所(ICC)が作成した規則。契約書で採用すれば、当事者の合意内容となる。最新版のIncoterms®2020は2020/1/1発効。

- ✓ FOB、CIF、CFR等11種類の貿易条件を設定。
- ✓ 売買契約における売主と買主の代表的な義務のうち10項目の内容を規定。
- ✓ FOB、CIF等は、インコタームズ作成以前から貿易実務で使用されてきた用語であり、UCC等では異なる定義がされているため、インコタームズの条件であることを明確にするため「FOB(Incoterms®2020)」と記載。



## 4 貿易条件

### 【代表的な貿易条件: FOB、CFR、CIF】

	FOB	CFR	CIF
引渡し・危険移転時	船積時	船積時	船積時
運送手配・費用負担	買主	売主	売主
保険手配・費用負担	買主	買主	売主
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 売主は、運送のリスク・費用負担が少ない</li> <li>• もっとも、買主が運送手配をしない場合、代金回収が困難となるリスク</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 売主は船積時期をコントロール、また付加価値増加(運送契約手配)により利益幅が拡大する</li> <li>• 買主は、リスクに見合う保険に加入できる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 売主は、船積時期をコントロールでき、また付加価値増加により利益幅が拡大する</li> <li>• 運送時の危険を負担しない売主が保険を手配するため、買主にとって保険契約が十分な内容でない可能性</li> </ul>

#### 実務上の考慮要素

- ◆ 安く船舶・保険を手配できる当事者
- ◆ 法令上自国の船舶・保険の利用が強制される場合、その当事者

※インコタームズの貿易条件を一部変更する必要がある場合、特約で対応

## 4 貿易条件

### 【貨物保険】

国際物品売買契約では、国内の売買より運送中の物品の滅失・毀損リスクが高く、貨物保険が重要

- ✓ 保険証券はロンドン保険業者協会のMARフォームで発行し、保険条件は同協会の2009年協会貨物約款を使用するのがわが国では一般的
- ✓ 協会貨物約款は(A)～(C)の3種類あり、特約として協会戦争約款と協会ストライキ約款がある。

	協会貨物約款(A)	同(B)	同(C)
填補範囲	<p><b>包括責任主義:</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• (B)に加え、雨・雪等による濡れ、破損・まがり・へこみ等、盗難・抜荷・不着、外的要因による漏出・不足等あらゆる危険を担保</li> <li>• 戦争・スト、貨物の瑕疵・自然消耗、不完全な梱包、運送遅延等の免責事由に該当するものは対象外</li> </ul>	<p><b>列挙責任主義:</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• (C)に加え、水の侵入、地震・噴火・雷、波ざらいも対象</li> <li>• 積込・荷卸中の落下による梱包1個毎の全損も対象</li> </ul>	<p><b>列挙責任主義:</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 火災・爆発、船舶又は艇の沈没・座礁、陸上輸送用具の転覆・脱線、輸送用具の衝突、共同海損・救助料、投荷が対象</li> <li>• 積込・荷卸中の落下による梱包1個毎の全損は対象外</li> </ul>

### CIFで売主に課される付保義務

- ◆ 最小の担保(協会貨物約款(C))で足りる→不十分なら特約(協会約款又は保険会社独自の特約)が必要
- ◆ 保険金額は、CIF価額(物品の価格+保険料+運賃)の110%で足りる→不十分なら特約で増額

## 4 貿易条件

### 貿易条件の一例

#### Article X. Price

1. The Price of the Products shall be US \$ ●● CIF New York.
2. Unless otherwise expressly provided for in this Agreement, the price and trade term “CIF” shall be interpreted in accordance with INCOTERMS 2020.

仕向地ニューヨークのCIF

インコタームズ2020に準拠

#### Article Y. Shipment

Shipment of the Products shall be made at Yokohama, Japan in [MM/YY], on the basis of CIF New York.

船積地は横浜

#### Article Z. Insurance

Seller shall effect all risks (Institute Cargo Clauses (A)) marine insurance with underwrites or insurance companies of good repute in the amount of one hundred and ten percent (110%) of CIF value of the Products.

特約で協会貨物約款(A)を付保

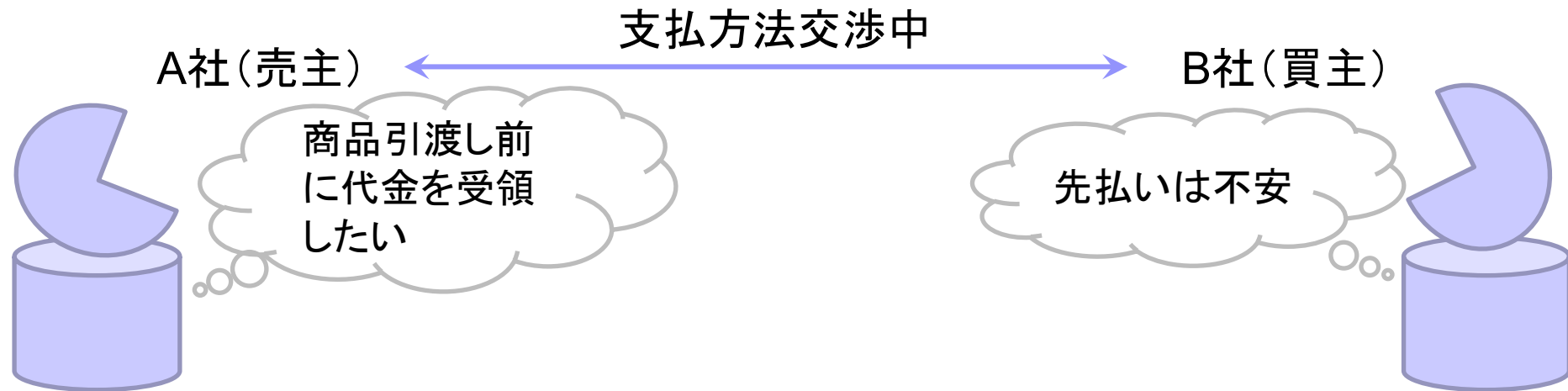


## 5 代金支払方法

### CASE 2

#### (代金支払方法の決定)

日本のA社は、某国のB社に製品を販売することになった。A社は、B社との取引は初めてであり、支払能力に不安があるため、B社に商品を引き渡す前に代金の支払いを受けたいと考えている。しかし、B社も先払いには不安があるとして、交渉は難航している。両社の妥協点として、どのような支払方法が考えられるか。



## 5 代金支払方法

### 国際売買は国内の売買より代金回収リスクが高く、対策が不可欠

#### ① 信用調査が困難

- 相手方の信用状況の情報を入手しづらい
- 国内取引では、約束手形を利用することで事実上支払を強制できる(不渡りとなった場合銀行取引停止処分という強力なペナルティがあるため)が、国際取引では利用できない

#### ② 強制執行が困難

- 国内取引に比べ、勝訴判決等を取得するための手続きが複雑で時間・費用を要するうえ、結論も予測しづらい
- 勝訴判決等を取得しても、相手方の財産保有国での強制執行はハードルが高い

#### ※ 為替リスク

国際売買では外国為替相場の変動に伴うリスクもある。

##### 事例

1ドル=100円のと看、10万ドルで商品を購入する契約を締結し、1200万円で転売する契約を締結した。しかし、代金支払い時、1ドル=120円になり、転売利益がゼロに。

#### 【対処法】

- 代金は自国の通貨を指定する
- 外国為替相場の予約や、スワップ取引等により、為替レートの変動リスクをヘッジする

契約締結時: 1ドル=100円  
1000万円で購入  
⇕ **2000万円の利益**  
1200万円で転売



**為替リスク**

代金支払時: 1ドル=120円  
1200万円で購入  
⇕ **転売利益ゼロ**  
1200万円で転売

## 5 代金支払方法

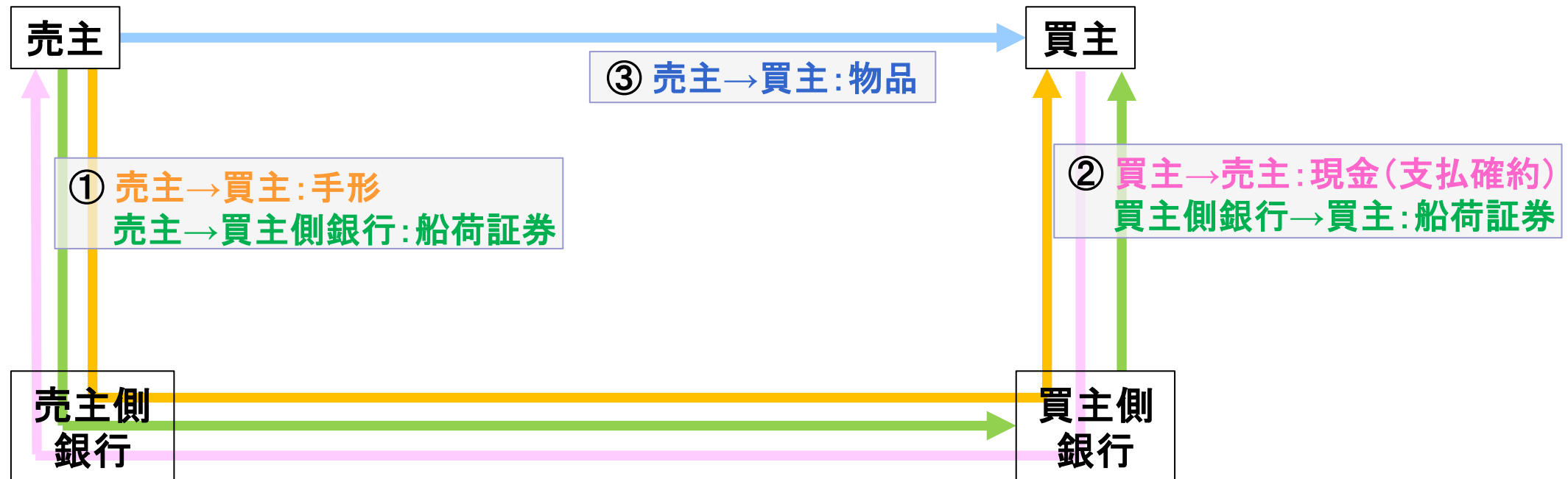
### 【代表的な支払方法】

	送金	荷為替	信用状
支払方法	売主の銀行口座に 売買代金を送金	銀行に船荷証券と為替手形を渡し、 銀行が買主から船荷証券と引き換 えに代金を取り立てる	信用状に記載された条件を充足する船積書類を 提示することにより、発行銀行から代金の支払い を受ける
コスト	安い	中くらい	高い
信用リスク	<b>大きい</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>引渡しと代金支 払いの同時履 行を実現するこ とは困難</li> <li>相手方の信用 に問題がない 取引、関連会 社間取引等で 利用</li> </ul>	<b>中くらい</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>買主は、代金を支払うか為替 手形を引き受けない限り船荷 証券を受領できないため、同 時履行は確保される</li> <li>買主が代金を支払い、又は引 き受けた為替手形を支払うと は限らない</li> </ul>	<b>小さい</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>売主は、買主の意向にかかわらず、信用状を 発行した銀行から代金を受領できる</li> <li>発行銀行の信用力が乏しい場合や、発行銀行 の所在国にカントリー・リスクがある場合は、売 主の所在国の銀行に確認(支払いの引受け) を依頼するのが望ましい ※ 買主は、売主が代金を受領するための 信用状条件の設定(e.g. 物品に関する証明 書の交付)により、物品不適合に関するリス クを低減することも考えられる</li> </ul>

## 5 代金支払方法

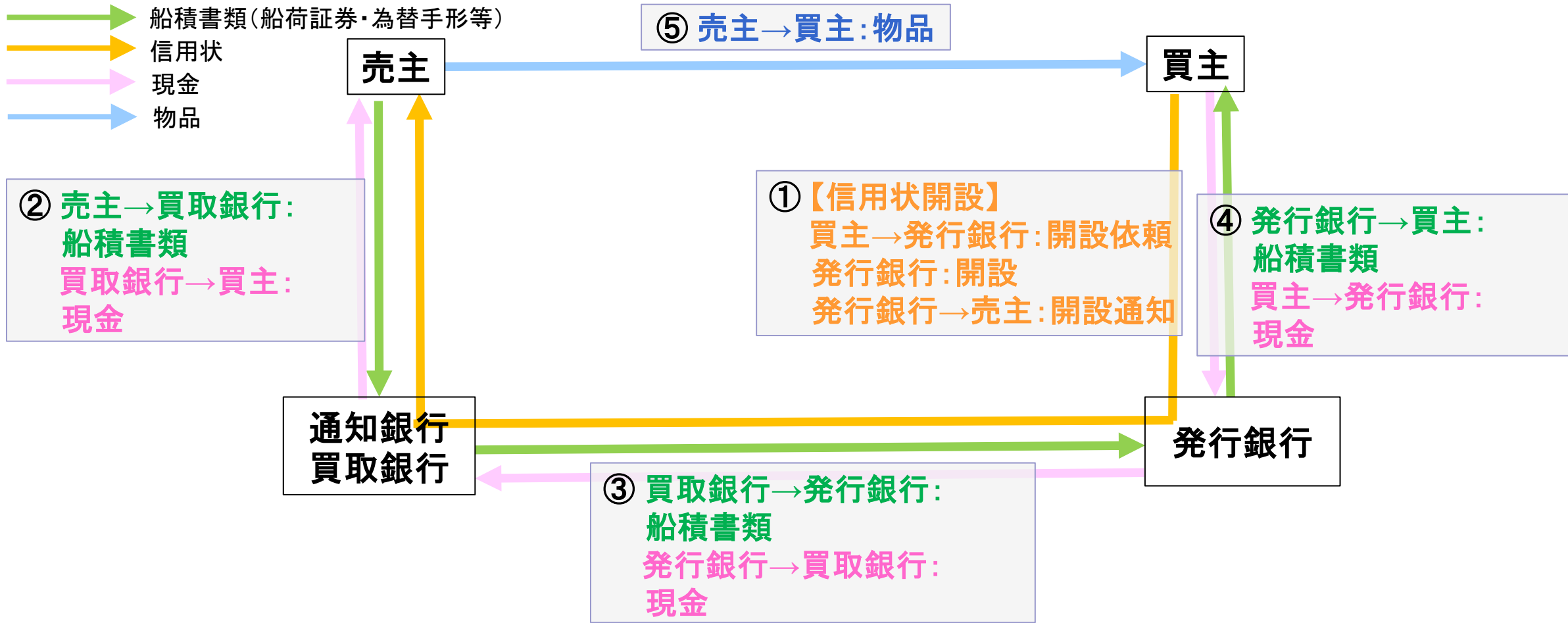
【荷為替の仕組み】 ※信用リスクは、D/P<D/A

- 支払渡し(D/P): 買主が船荷証券の受領と引き換えに代金を支払う
- 引受渡し(D/A): 買主が船荷証券の受領と引き換えに手形を引き受ける(支払う旨の確約)



# 5 代金支払方法

## 【信用状の仕組み】

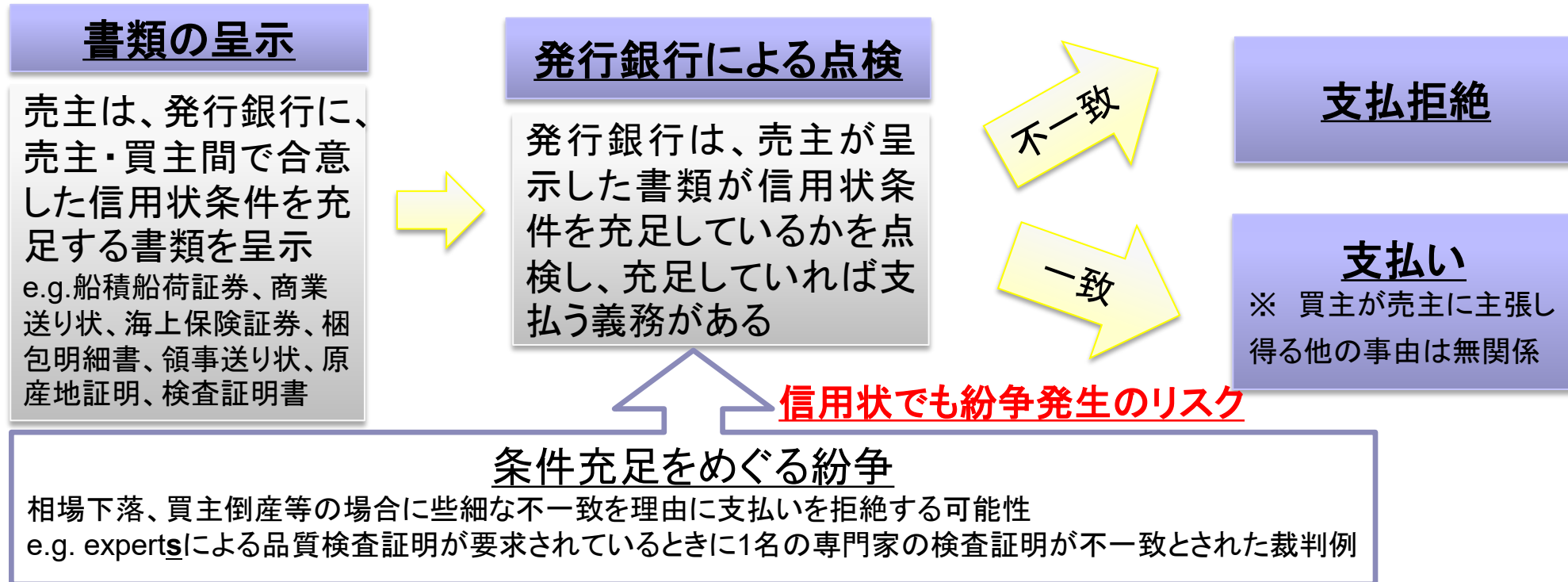


## 5 代金支払方法

### 【信用状による代金回収】

銀行から代金の支払いを受けるためには、信用状条件を充足する書類の呈示が必要

- 実務上、信用状はICCの「荷為替信用状に関する統一規則及び慣例」(最新版はUCP600)に基づき発行  
⇒ 当該規則が発行銀行との約束の一部になり、信用状は当該規則の定めに従い処理される



## 5 代金支払方法

### 信用状による支払条項の一例

#### Article X. Payment

取消不能・確認信用状の開設

Within [DD] days after the execution of this Agreement, Buyer shall establish an irrevocable and confirmed letter of credit through a first class international bank satisfactory to Seller, which letter of credit shall be in a form and upon terms satisfactory to Seller and shall be in favor of Seller in an amount equal to ●● percent (●●%) of the total contract price of the Products and available by negotiation against sight draft on the presentation of the following shipping documents:

信用状の金額

(i) A full set of negotiable clean on boards ocean bill of lading.

提示すべき船積書類

・  
・  
・

## 第2 国際物品売買契約の履行

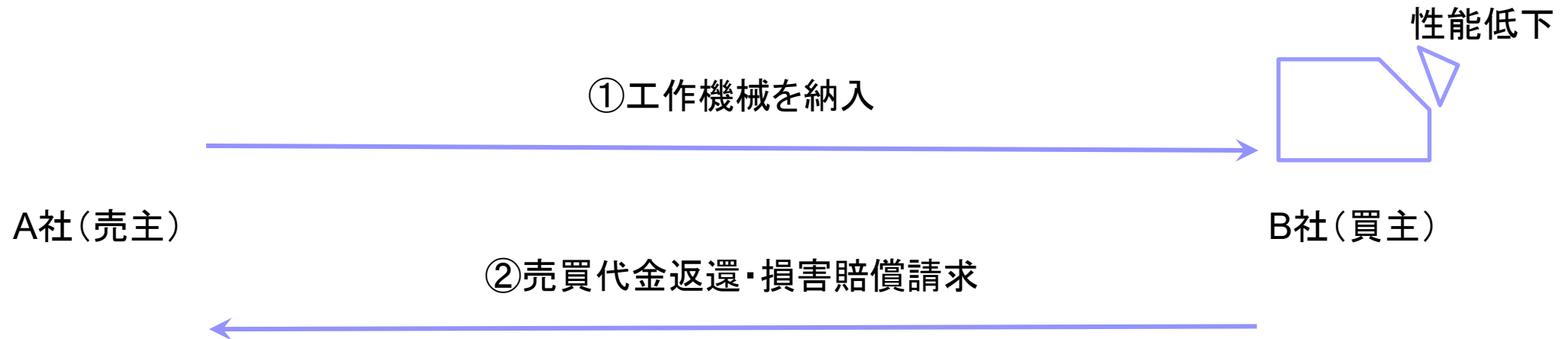


# 1 売主の品質保証責任 (1) 各国の法制度

## CASE 3

### (売主の保証責任)

日本のA社は、某国のB社との売買契約に基づき、工作機械を納入した。しかし、納入後1年ほどで、当該機械の性能が急低下した。B社は、目的物に欠陥があったとして、売買代金の返還と交換費用等の賠償を求めた。なお、契約書には当該機械が満たすべき仕様・規格や保証期間の定めはない。A社がB社の要求に応じる義務はあるか。また、紛争を防止するため契約書でどのように定めるべきだったか。



# 1 売主の品質保証責任 (1) 各国の法制度

- 国際売買では、国内売買より品質クレームが生じやすい。
  - ✓ 国際売買では、商品が長距離・長時間輸送されるため、途中で品質劣化が起こるリスクが高い
  - ✓ 買主の商品使用方法・環境が売主の国と大きく異なることが多い
  - ✓ 商品が転売され、直接の買主は検査をせず、転売後に問題が発覚するケースも多い
  
- 各国の法制度を踏まえ、契約書で売主・買主間のリスク分配を詳細に定めることが重要である。

# 1 売主の品質保証責任 (1) 各国の法制度

## 英国法

英国動産売買法(SGA)により、法律上当然に以下の7つの保証義務(黙示の条件)が生じる

### 「重要な条項」(condition)

- ① 目的物を売却する権利
- ② 品書との合致
- ③ 満足すべき品質
- ④ 目的適合性
- ⑤ 見本との合致

### 「付随的な条項」(warranty)

- ⑥ 担保又は負担のないこと
- ⑦ 平穩占有

## Point

- ◆ 売主の帰責事由は不要。
- ◆ 「重要な条項」の違反に対しては、買主は、損害賠償請求に加え、受領を拒絶して契約解除もできる。
- ◆ 「付随的な条項」の違反に対しては、買主は、損害賠償・代金減額請求のみできる。
- ◆ ①⑥⑦は特約で排除不可・③④⑤は合理的な範囲であれば特約で排除可とされているが、国際物品売買の場合特約で全面排除可(不公正契約条項法[Unfair Contract Terms Act 1977])。②は品書の内容自体を合意可。
- ◆ 受領拒絶は合理的期間内に行う必要あり。

# 1 売主の品質保証責任 (1) 各国の法制度

## 米国法(UCC)

### 【明示の保証・黙示の保証(UCC2-313～2-316条)】

#### ①明示の保証:

売主が行った表明や売主が示したサンプル等に適合するという保証責任

#### ②黙示の保証:

売主が何らの行為を行わなくても法律上当然に課される担保責任:(a)物品が商品性(通常の使用目的への適合、ラベルの表示との一致等)を有すること、(b)売主が知っているべきであった、買主の特定の使用目的に適合すること

⇒いずれかの違反があれば、買主は、受領拒否、解除、損害賠償請求等が可能

### Point

- ◆ 売主の帰責事由は不要。
- ◆ 明示の保証の否定・制限は不可。
- ◆ 黙示の保証の否定・制限は、(i)明示的に("as is"、"with all faults"等)、かつ(ii)目に付くように(通常は全て大文字)なされなければならない、また(a)については商品性に明示的に言及しなければならない。
- ◆ 買主が権利行使するためには合理的期間内の通知が必要。

# 1 売主の品質保証責任 (1) 各国の法制度

## ウィーン売買条約

### 【契約適合性(ウィーン売買条約35条)】

- ①数量、品質、種類、収納・包装について、契約で定める内容に適合していなければならない
- ②数量、品質、種類、収納・包装について、詳細が契約内容で定まっていなかった場合は、次の4要件を満たす必要あり
  - (a) 通常使用目的への適合性、(b) 売主に知らされていた特定目的への適合性
  - (c) 見本・ひな形との同じ品質、(d) 収納・包装の適切性

### Point

- ◆ 契約適合性の問題として一元的に処理されるため、特約で範囲を制限可能。
- ◆ 違反した場合、帰責事由の有無を問わず、売主は責任を負う。
- ◆ 救済方法には、損害賠償・修補請求・代金減額請求に加え、重大な契約違反ある場合には解除・代替品引渡請求も可能。
- ◆ 合理的な期間内(ただし、最長でも物品の現実の交付を受けた時から2年以内)に不適合の通知が必要

# 1 売主の品質保証責任 (1) 各国の法制度

## 日本法(債権法改正前)

### 【瑕疵担保責任(現行民法570・566条)】

売買の目的物に「隠れた瑕疵」(容易に発見できない欠陥)がある場合、

- ① 契約の目的を達することができない⇒買主は契約解除・損害賠償請求できる
- ② ①に至らない⇒買主は損害賠償請求のみできる
- ③ ①②の権利は、事実を知ったときから1年以内に行使しなければならない
- ④ 売主の帰責事由は不要

### Point

- ◆ 救済手段として、履行の追完(部品交換、代替物給付等)や代金減額を請求できるか不明確。
- ◆ 特定物(不動産が典型例)ではない不特定物(大量生産の動産が典型例)につき、瑕疵担保責任と債務不履行責任(民法415条、①②追完請求・解除・損害賠償請求可、③商人間では5年間権利行使可、④解除・損害賠償請求は帰責事由必要)のどちらが適用されるか不明確。
- ◆ 事実を知ってから1年以内に権利行使まで要求するのは、買主の負担が重すぎないか。
- ◆ 「瑕疵」は、判例上「契約不適合」と解釈されているが、表現として分かりづらい。

# 1 売主の品質保証責任 (1) 各国の法制度

## 【債権法改正における売主の保証責任の見直し(2020/4/1施行)】

改正前

「隠れた瑕疵」が対象

契約解除・損害賠償請求

不特定物への適用不明

事実を知ってから1年以内に権利行使

改正民法562～564条

「契約不適合」が対象

履行追完請求・代金減額請求(契約解除・損害賠償請求は415・541・542条による)

特定物・不特定物を問わず適用

事実を知ってから1年以内に通知

### Point(改正後)

- ◆ 履行追完請求・代金減額請求・解除には売主の帰責事由が不要(損害賠償請求には必要)。
- ◆ 特約で保証範囲及び責任免除を定めることは可能。
- ◆ 商人間の売買では、買主は、受領した目的物を遅滞なく検査し、①当該検査で発見できる不適合は直ちに、②当該検査で発見できない不適合も受領後6か月以内に、通知しなければ権利喪失(商法526条)。

# 1 売主の品質保証責任 (2) 保証条項の書き方

商品の品質に関する紛争を予防するためには、以下に定める事項について、契約書に規定しておくべき。

## 品質保証の範囲

- ◆ (広い) 英国法/UCC/ウィーン売買条約と類似する一般的保証
- ◆ (中間) 特定の規格や契約書添付の仕様書への合致
- ◆ (狭い) 保証なし(e.g. 中古品)

## 検査条項

- ◆ 検査 (inspection) の時期・対象 (数量・品質)
- ◆ 検査者 (買主/第三者) と検査方法 (目視、抜取検査等)
- ◆ 検査結果の通知期限 (検査で発見し得る問題は通知がなければ不存在とみなす)

## 救済手段に関する条項

- ◆ 修理・交換・代金減額・損害賠償請求、解除の可否と優先順位
- ◆ 権利行使の期限 (引渡時又は発見時から一定期間) と手続 (書面による通知等)
- ◆ 免責事由 (買主による用途外使用、改造等)



# 1 売主の品質保証責任 (2) 保証条項の書き方

## 保証範囲(中間)の一例

### Article X. Warranty

仕様書への合致

Seller warrants that the Product will conform to the specifications for the Product contained

in Exhibit “A” for a period of one (1) year starting from the delivery date. SELLER

他の保証の否定

DISCLAIMS ALL OTHER WARRANTIES, WHETHER EXPRESS OR IMPLIED, RELATING

TO THE PRODUCT, INCLUDING BUT NOT LIMITED TO ANY IMPLIED WARRANTIES OF

MERCHANTABILITY AND FITNESS FOR A PARTICULAR PURPOSE.

# 1 売主の品質保証責任 (2) 保証条項の書き方

## 検査条項の一例

### Article Y. Inspection

検査時期

検査者・検査方法

Upon Buyer's receipt at its facility in the US of the Product, Buyer shall conduct a visual inspection of the Product. If, as a result of the visual inspection, Buyer discovers a non-conformity to this Agreement (a “Non-Conformity”) (e.g. wrong model), (i) Buyer shall inform Seller of the Non-Conformity within ten (10) business days after its receipt of the Product, and (ii) the Parties shall resolve the situation through a claim process applying the same claim deadlines and remedies as set forth in Article Z. Any Non-Conformities that are not and cannot reasonably be ascertained by a visual inspection (e.g. Product quality problems and other Non-Conformities that become apparent only upon the use of the Product) shall be subject to the remedy provisions of Article Z.

通知期限

# 1 売主の品質保証責任 (2) 保証条項の書き方

## クレームと救済に関する条項の一例

### Article Z. Remedies

Any claim by Buyer alleging a breach of the warranty set forth in Article X shall be made within one (1) year after the delivery date, in relation to a breach that occurred during the

権利行使期限

above-referenced warranty period. Buyer's sole remedy for any such breach of warranty

shall be, at the option of Seller, (i) repair of the Product to cause it to conform to the

修理・交換のみ

warranty, or (ii) a replacement Product that conforms to the warranty. Any alleged breach of

warranty that cannot be duplicated or otherwise objectively confirmed by Seller shall be

deemed to not be a breach of warranty.

## 2 契約不履行に対する救済

### CASE 4

#### (債務不履行に対する救済)

日本のA社が某国のB社との売買契約(貿易条件:FOB)に基づいて目的物を引き渡そうとしたところ、相場が下落傾向にあるためか、B社は言を左右にして契約書所定の期限までに船を手配せず、引渡しを行うことができない。

A社は、B社の債務不履行を理由に契約解除・損害賠償請求をできるか。

FOB条件で販売

A社(売主)

B社(買主)

!“# \$%&だから、  
船は手配できない……

解除・損害賠償請求？

## 2 契約不履行に対する救済

- 相手方の契約不履行を理由に契約の解除をすることは、基本的に可能。
- 損害賠償請求が認められる範囲も、おおむね同様である。

	契約解除の可否	損害賠償請求の範囲
英国法	◆「重要な条項」の違反に該当すれば契約を解除できる。代金の支払遅延は一般に該当しないが、国際売買における信用状不開設、貿易条件に合致した船積書類の拒絶等は該当する。	◆契約違反から通常生じる事象に基づく損害および予見し得た特別な事象に基づく損害
米国法 (UCC)	◆契約の解除は可能(UCC 2-703条、2-711条)。	
ウィーン売買条約	◆「重大な契約違反」があれば契約を解除できる(49条1項、64条1項)。 ◆売主の引渡義務及び買主の受領・代金支払義務違反の場合、猶予期間を定めて履行を催告し、当該期間内に履行がなければ、契約を解除できる(49条1項、64条1項)。	◆契約違反の結果として生じ得ると予見できた全ての損害(通常・特別の区別なし)
日本法	◆軽微な不履行を除き、相当の期間を定めて履行を催告し、当該期間内に履行がない場合、契約を解除できる(民法541条)。	◆通常生じる損害及び予見できた特別の事情から生じた損害

## 2 契約不履行に対する救済

### 損害賠償請求責任の限定

- ◆ 損害賠償責任の範囲又は金額を限定することは、各国法の下で原則として可能(故意・重過失等に基づく損害を除く)。
- ◆ 契約書で損害賠償責任を限定し、それをカバーする賠償責任保険に加入すれば、大幅なリスク低減が可能。

## 2 契約不履行に対する救済

### 損害賠償責任の限定に関する条項の一例

#### Article X. Limitation of Liability

結果・間接損害は対象外

Seller shall not be liable to Buyer for any consequential or indirect damages that Buyer may suffer in relation to the Product, including but not limited to, lost profits, lost revenues, lost business chance, loss of use of the Product, and loss of use of other products or facilities.

In addition, notwithstanding any other provision herein to the contrary, Seller's aggregate liability arising from the Product shall not exceed the Purchase Price.

賠償額の上限は売買代金

## 2 契約不履行に対する救済

### 特定履行(e.g. 目的物の引渡し・受領)は強制できないのか？

- ◆ 日本法では可能(民法414条)。ウィーン売買条約でも可能だが(46条1項、62条)、法廷地法で特定履行が認められない場合は裁判所に命じる義務なし。
- ◆ 英米法では基本的に不可。
- ◆ CASE 4のような場合、売主は解除・転売の上で損害賠償を請求するのが現実的。

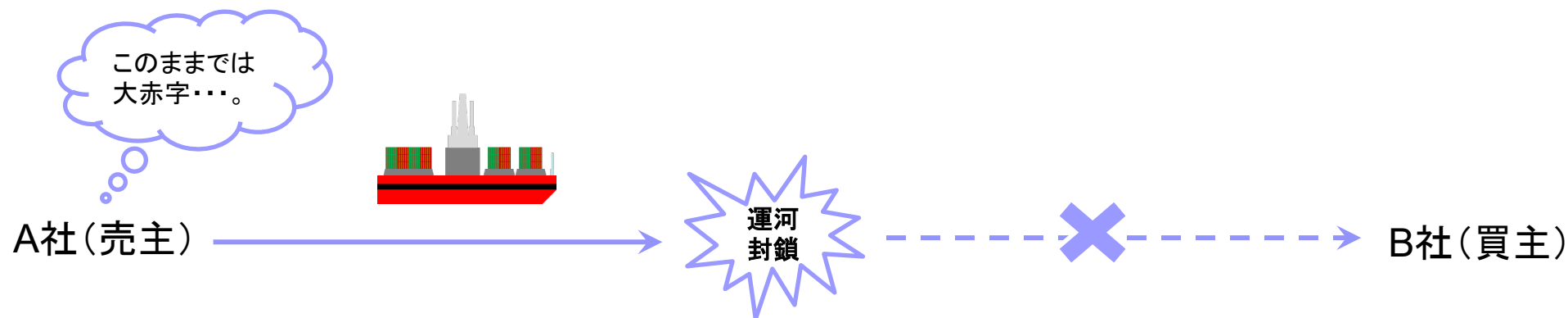


### 3 不可抗力

#### CASE 5

##### (不可抗力)

日本のA社が某国のB社に販売した製品を海上輸送する際に通過する運河が、戦争の影響で封鎖された。A社が迂回ルートで製品を輸送した場合、運賃が25%増加して大赤字となることから、A社としては、船積条件が本来の意図と全く異なったものになってしまったことを理由に、契約を解消したいと考えている。A社の主張は認められるか。



### 3 不可抗力

- 各国法は当事者の支配を超えた事情によって債務の履行が不可能・困難になった場合の免責を一定範囲で認めているが、相対的に高いリスクを負う売主としては契約書で不可抗力事由とその効果を明確に規定すべきである。
- 買主の支払義務は各国法でも契約書でも不可抗力免責の対象外とされるのが一般的である。

#### 【各国法の比較】

英国法	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 契約締結後に契約の目的物が滅失した場合、債務の履行が法律で禁止された場合等には、契約当事者は将来に向かって債務から解放される(フラストレーションの法理)。</li><li>◆ CASE 5と類似の事案において、距離と費用が増加するとしても、別のルートで運べるのだから、フラストレーションではない、とした判例あり(Tsakiroglou &amp; Co Ltd v. Noble Thorl GmbH事件)</li></ul>
米国法 (UCC)	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 「ある条件が発生しないことを基本的な前提として契約が結ばれていたのに、その条件が生じたため、合意された履行が非実地的なものになった場合」や、「外国もしくは自国の政府の規制に誠実に従ったために、やはり履行が非実地的なものになった場合」には、原則として売主による履行の遅滞や不履行は義務違反にはあたらない(2-615条)。</li></ul>
ウィーン 売買条約	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ “自己の義務の不履行が自己の支配を超える障害によって生じたこと及び契約の締結時に当該障害を考慮することも、当該障害又はその結果を回避し、又は克服することも自己に合理的に期待することができなかったことを証明する場合には、その不履行について責任を負わない”(79条1項)。</li></ul>
日本法	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 帰責事由がなければ、債務不履行責任を免れる。ただし、金銭債務は不可抗力によって免責されない(民法415、419条)。</li></ul>

### 3 不可効力

#### 不可抗力に関する条項の一例

#### **Article X. Force Majeure**

Notwithstanding anything herein to the contrary, neither Party hereto shall be liable for its failure to perform any of its obligations (except for the obligation to pay debt) hereunder if precluded by riot, epidemic, power or communication line outage, war (whether declared or undeclared), terrorist act, fire, flood, tidal wave, earthquake, or other natural disaster, nuclear accident, strike, lockout, or other labor trouble, acts or non-acts of any governmental entity or official, or any other cause beyond the reasonable control of the Party. If either Party wishes to invoke this provision, it shall promptly notify the other Party in writing of the nature of the force majeure and the affected obligations. The Party invoking this provision shall use its best efforts to minimize the effect of the force majeure and resume performance of the suspended obligations as soon as practicable.

金銭債務は対象外

不可抗力事由の定義

通知義務

努力義務

# 第3 紛争解決

# 第3 紛争解決

## CASE 6

### (訴訟と仲裁の選択)

インドのA社から日本のB社が製品を購入するための売買契約書の交渉において、準拠法と紛争解決方法が論点となった。A社がインド法を準拠法とするよう強硬に主張したため、B社は紛争解決を東京地方裁判所の専属管轄とすることと引換えに受諾した。その後、製品に重大な欠陥が見つかったため、B社はA社に対する損害賠償請求訴訟を同裁判所に提起した。



# 1 訴訟と仲裁の選択

## CASE 6

結論：問題が山積し、紛争解決方法として機能せず。

- ✓ 売買契約書等、英文の証拠は全て和訳を付けなければならない。
- ✓ インド法の内容も立証しなければならない。
- ✓ 勝訴判決を得てもインド国内で執行できない。

【どうすべきだったか？】

- ✓ 仲裁を選択した上で、仲裁地・仲裁機関は、①理想的には東京/大阪・日本商事仲裁協会、②難しければシンガポール・同国国際仲裁センター(SIAC)等の第三国にすべきであった。

# 1 訴訟と仲裁の選択

## 【訴訟と仲裁の比較】

	当事者の合意	公正性	迅速性	秘密性	専門性・実務性	執行
訴訟	不要	国によっては不公正	上訴や煩雑な訴訟手続(訴状の送達と米国の証拠開示・陪審)に時間	公開	法解釈の専門家	相互承認なら可(中国、インド等は不可)
仲裁	必要	公正な仲裁人を選任可	上訴なし・手続も合意でき迅速	非公開	取引・技術の専門家による実務的解決	ニューヨーク条約加盟国なら可

**訴訟か仲裁か**⇒売買契約書で最初に合意すべき

その国際取引で発生し得る紛争を予測し、最適な紛争解決手続を選択

(一般的傾向)

- 納期遅延、品質不良、不可抗力事由等の有無が紛争になりやすい国際売買  
専門的知見をもち、業界や商品に詳しい実務家の方が適切な判断を下す可能性が高い⇒仲裁にメリット
- 返済遅延が紛争となりやすい国際融資  
錯綜した事実問題が生じない一方、債務者所在地での執行の容易さが重要⇒訴訟(債務者国)にメリット

## 2 国際裁判管轄

### 紛争を訴訟で解決する場合、どの国の裁判所に提起することができるか

- ✓ 裁判管轄について合意がない場合、訴えを提起した国の国際裁判管轄のルールに従い管轄権の有無を判断⇒予測可能性が低い
- ✓ 商人間で裁判管轄について合意している場合、合意を尊重するのが原則  
⇒紛争解決手段として訴訟を選択する場合、契約書に合意管轄を定めておくこと

#### 裁判管轄条項作成の留意点

- 裁判管轄国の選択は、①自国、②第三国又は被告地、③相手国の順に有利(ただし、執行の可否も考慮)
- 訴訟手続は現地語で実施(契約書等の証拠は翻訳も提出)、準拠法が現地法以外の場合その内容を立証する必要あり
- 選択された裁判所への提訴のみ認めるのか(排他的管轄)、法律上管轄を有する他の裁判所への提訴も認めるのか(付加的管轄)を明確に
- 準拠法条項との平仄(e.g. 準拠法条項が「この契約は・・・」で管轄条項が「この契約に起因又は関連する相違、請求又は紛争は・・・」の場合、前者の方が適用範囲が狭いと米国の裁判例)



## 2 国際裁判管轄

### 管轄条項の一例

#### Article X. Jurisdiction

東京地方裁判所の専属管轄

Seller and Buyer hereby irrevocably submit to the exclusive jurisdiction of the Tokyo District Court and other higher courts having jurisdiction in Japan for the settlement of disputes arising under or in connection with this Agreement.

## 3 仲裁

# 売買契約書等で、紛争解決を当事者が指名する仲裁人の判断に委ねる

### 仲裁条項作成の留意点

- 仲裁地は、①自国、②第三国又は被告地、③相手国の順に有利
- アドホック仲裁(当事者が個別に仲裁ルールを合意)ではなく機関仲裁(常設仲裁機関の規則・スタッフを利用)を選択
- 日本商事仲裁協会以外の仲裁機関としては、相手が中国企業なら香港国際仲裁センター(HKIAC)、それ以外のアジア企業ならSIAC等を選択することが多い
- 仲裁機関が定める仲裁条項を利用
- 仲裁人の数・選任方法、使用言語、仲裁費用の負担も合意(定めがなければ仲裁機関の規則による)

## 3 仲裁

### 日本商事仲裁協会のモデル仲裁条項

All disputes, controversies or differences arising out of or in connection with this contract shall be finally settled by arbitration in accordance with the Commercial Arbitration Rules of The Japan Commercial Arbitration Association. The place of the arbitration shall be [city and country].

### SIACのモデル仲裁条項

Any dispute arising out of or in connection with this contract, including any question regarding its existence, validity or termination, shall be referred to and finally resolved by arbitration administered by the Singapore International Arbitration Centre ("SIAC") in accordance with the Arbitration Rules of the Singapore International Arbitration Centre ("SIAC Rules") for the time being in force, which rules are deemed to be incorporated by reference in this clause.

## 4 判決・仲裁判断の執行

### 訴訟・仲裁で勝てば終わりではない！ その後に執行できるかが重要！

- ✓ 自己の利益を実現するためには、訴訟・仲裁で出た判決等の実現が不可欠
- ✓ 執行については、各国法上の定めがあり、判決等が常に外国で実現できるわけではない

#### 判決の執行(日本の場合)

外国の判決を日本で執行するための要件

- 民事事件であること
- 判決が確定していること
- 日本法からみて判決国が国際裁判管轄を有すること
- 敗訴被告が必要な送達を受け又は応訴したこと
- 判決の内容及び訴訟手続きが公序に反しないこと
- 相互の保証があること

※外国の判決の執行に、相互保証を求める国は多い

#### 仲裁判断の執行

ニューヨーク条約加盟国は、他のニューヨーク条約加盟国の仲裁判断を承認・執行する義務あり

※外国仲裁判断の執行手続に関する国内法が整備されていない場合、事実上執行できない可能性  
国内法が整備されていても、事実上外国の仲裁判断の執行が難しい国もある

## ～質疑応答～

ご質問のある方は、挙手をお願いします。

ご質問、ご相談がございましたら、ご遠慮なくお問い合わせください。

ご清聴ありがとうございました。

OMM法律事務所  
弁護士・ニューヨーク州弁護士 米盛泰輔  
Tel/Fax: 03-3222-0330/0331  
E-mail: [yonemori@omm-law.com](mailto:yonemori@omm-law.com)  
URL: [omm-law.com](http://omm-law.com)